

# 福井県交通災害等遺児就学支度金（遺児就学等激励事業）

## 概要

交通事故等\*により保護者を失った遺児が小学校、中学校、高校に入学する場合、その遺児を監護し、生計を維持している方に対し支度金を支給します。

（\*交通災害、労働災害、地震・水害等の天災、病死、その他知事が認めた災害）

## 支度金の支給対象

次のいずれかに該当する保護者に対し支給します。

・生活保護を受けている方、またはその世帯に属している方。

・市町民税の所得割を課せられている者のいない世帯に属している方。

※遺児が保護者以外の者の養子になったときや児童養護施設等に入所しているときは、上記にかかわらず支給されません。

※支度金の受給は、それぞれの就学時に1回限りです。（上限…小・中・高それぞれ1回で合計3回）

## 支度金の額

小学校就学児 40,000円 中学校就学児 45,000円 高等学校就学児 60,000円

## 申請書類

	書類名
①	交通災害等遺児就学支度金支給申請書(様式第1号)
②	交通災害等遺児の戸籍謄本（全部事項証明書）または除籍謄本（改製原戸籍） ※除籍謄本は戸籍謄本だけで父または母の死亡事実を確認できない場合
③	交通災害等遺児および保護者の住民票謄本
④	世帯全員の市町民税の課税証明書〔令和6年度（令和5年中の所得）分〕
⑤	債権債務者登録申請書
⑥	交通災害等遺児就学支度金請求書（様式第4号）
⑦	高等学校就学児の場合、入学を証明するもの（在学証明書や学生証のコピー等）

※様式、および見本は各市町担当課（下記参照）でもらえます。窓口にてご相談下さい。

福井県のホームページでもダウンロード、参照ができます。

（ <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/O16407/kateifukusi/kotusaigaishitakukin.html> ）

## 申請方法

上記申請書類をお住まいの市町担当課（下記参照）へ提出してください。

市町名	所属課	電話番号	市町名	所属課	電話番号
福井市	福井県児童家庭課	0776-20-0343	永平寺町	福祉保健課	0776-61-3920
敦賀市	子育て政策課	0770-22-8125	池田町	保健福祉課	0778-44-8000(代)
小浜市	子ども未来課	0770-64-6013	南越前町	保健福祉課	0778-47-8007
大野市	こども支援課	0779-64-5533	越前町	子ども未来課	0778-34-8725
勝山市	こども課	0779-88-8771	美浜町	子ども未来課	0770-32-6713
鯖江市	こどもまんなか課	0778-53-2224	高浜町	子ども未来課	0770-72-6154
あわら市	子育て支援課	0776-73-8021	おおい町	住民窓口課	0770-77-4053
越前市	こども未来課・ こども家庭センター	0778-22-3628	若狭町	子育て支援課	0770-62-2704
坂井市	子ども福祉課	0776-50-3042			

## 提出期間

小中学校 2024年12月 2日(月)～2025年1月31日(金)

高校 2025年 4月 1日(火)～2025年5月30日(金)

## お問い合わせ

福井県健康福祉部 児童家庭課 ☎0776-20-0343  
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

